

社団法人 千葉県歯科衛生士会定款

第1章 総則

(名 称)

第 1条 この法人は、社団法人千葉県歯科衛生士会という。

(事 務 所)

第 2条 この法人は事務所を、千葉県千葉市美浜区新港32番17号千葉県口腔保健センター内に置く。

(目 的)

第 3条 この法人は、歯科衛生士の資質向上と倫理の高揚を図り、もって地域社会の歯科衛生の普及向上及び福祉の増進を目的とする。

(事 業)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公衆歯科衛生の普及向上に関する事業
- (2) 予防歯科衛生の研究及び啓発指導に関する事業
- (3) 歯科衛生士の資質向上及び倫理の高揚に関する事業
- (4) 歯科衛生士業務の合理化に関する事業
- (5) 印刷物の発行による広報宣伝に関する事業
- (6) 前各号の事業を達成するために必要な事業

第2章 入会、脱会及び会費

(資 格)

第 5条 本会の会員は、千葉県の区域内に在住し又は在職する歯科衛生士の資格を有する者とする。

(入 会)

第 6条 会員になろうとする者は、入会金を添えて、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(異動の届出)

第 7条 会員は入会の際、届け出た事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 1年以上会費を納入しないとき。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは総会の議決により、これを除名することができ。

- (1) 歯科衛生士の品位を損するような行為をしたとき。
- (2) 本会の信用を失墜するような行為をしたとき。
- (3) 本会の秩序を乱す行為をしたとき。

(会 費)

第10条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又除名された会員が既に納入した会費、入会金等の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。)10名以上12名以内
- (4) 監 事 2名

2. 理事と監事とは相互に兼ねることは出来ない。

3. 会長及び監事は総会において選任する。

4. 副会長及び理事は、会長が総会の意見を徴して指名する。

5. 前2項の規定にかかわらず、副会長、理事及び監事に欠員を生じたときは、

会長が理事会の承認を得て指名する。

(職 務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順序に従い、その職務を行う。
3. 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 監事は民法第59条に規定する職務を行う。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員(監事を除く。以下この項において同じ。)の退職により、すべての役員が事故があり、又は欠けることとなるときは、その退職した役員は後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員に、役員にしてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(報 酬)

第16条 役員には報酬を与えることができる。

2. 報酬の額、これを受ける役員については、総会の議決を得なければならない。

(顧 問)

第17条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ理事会に出席して、意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は会長の任期による。

第4章 会 議

(種 別)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(議決 事項)

第19条 総会は、会員をもって構成し、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定

- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支予算の承認
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この定款に規定するもののほか、総会に付議すべき議案の作成その他、本会の運営に関する事項(軽易なものを除く。)について議決する。

(開 催)

第20条 通常総会は毎年3月と5月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第21条 会議は、会長が招集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

議長が選出されるまでの仮議長は専務理事がこれに当たる。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第23条 会議は、その構成員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会議の構成員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代

理人として表決を委任することができる。この場合において前2条及び次条第1項3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数(理事会にあってはその氏名)又は理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の収支予算は年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後30日以内にその年度末の財産目録とともに監事を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

第32条 この定款は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得、千葉県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から4号まで及び第2項に規定する事由により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、千葉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は、第12条第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第20条第1項第2号及び第2項並びに第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。

平成17年7月21日 施行

上記は本社の定款の写しに相違ありません。

平成17年8月11日

千葉県美浜区新港32番17号

千葉県口腔保健センター内
社団法人 千葉県歯科衛生士会
理事 江波戸 佳子